

令和4年度

# 中山間地域等直接支払交付金 実施状況

滋賀県 農政水産部 農村振興課

## I .制度の概要について… (P3~5)

## II .令和 4 年度の実施状況

- 1.R 4 協定面積・協定数… (P8)
- 2.面積の推移 … (P9)
- 3.協定数の推移 … (P10~11)
- 4.地域区分別の農用地 … (P12)
- 5.傾斜区分別の農用地 … (P13)
- 6.交付金の使途 … (P14)
- 7.共同取組費の内訳 … (P15~16)
- 8.集落戦略の作成状況 … (P17~18)
- 9.個別協定 … (P19)
- 10.中山間地域での取り組み… (P20)

## III .今後の取組について… (P21~24)

# I . 制度の概要

# I. 制度の概要について

## ～目的～

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、**荒廃農地の発生防止、多面的機能の確保**を図る。

## (1) 仕組み

集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

## (2) 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、**5年間農業生産活動を継続する**農業者等

## (3) 交付単価(主なもの)

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000(16,800)
	緩傾斜(1/100~1/20)	8,000(6,400)
畑	急傾斜(15度以上)	11,500(9,200)
	緩傾斜(8~15度)	3,500(2,800)



## (4) 対象となる活動

- ① 農業生産活動を継続するための活動…(8割単価)  
(農用地での耕作や水路・農道の維持管理に必要な経費)
- ② 体制整備のための取組…(10割単価)  
・・・集落戦略の作成

## (5) 加算措置(10aあたりの単価)

地域農業の維持発展に向けての一定の取組を行う場合には、以下の加算が可能。  
加算に取組むには、**各メニューごとに目標を立て、目標年度までに達成する必要がある。**

- ① 棚田地域振興活動加算(10,000円/10a)
- ② 超急傾斜農地保全管理加算(6,000円/10a)  
傾斜1/10以上の農用地の保全管理の取組に対して加算



- ③ 集落協定広域化加算(3,000円/10a)  
ほかの集落との広域化して取り組む活動に加算
- ④ 集落機能強化加算(3,000円/10a)
- ⑤ 生産性向上加算(3,000円/10a)



◆ 農用地の管理方法や協定内の役割分担などを取り決めた協定を締結し、交付金の使途についても協定の合意のもとおおよそ自由に使うことができる。

## ◆ 集落戦略

集落の6~10年後の将来像を想定し、地域の課題やその対策について話し合いのもと作成する“指針”  
協定へ記載するほか地図をまとめる。  
**最終年(令和6年度)までに作成する必要がある。**

# I. 制度の概要について

## (6) 対象地域

★法指定地域・・・以下の法律によって指定された地域  
(8法+1法)

「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「棚田地域振興法」

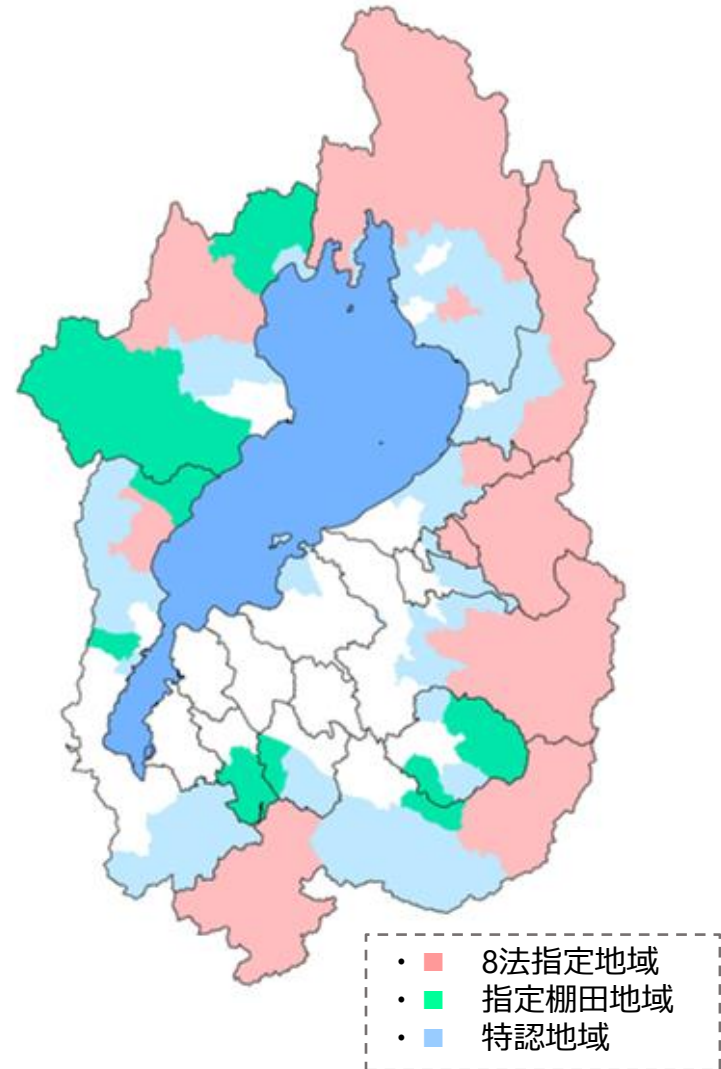
★特認地域・・・知事が特に定める基準に該当する地域

### 1. 地域基準

- ①法指定地域に隣接する地域
- ②農林統計上の「中間農業地域」「山間農業地域」
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

### 2. 農用地基準

- (1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす農地等
  - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地 8度以上)
  - イ 自然条件により小区画・不整形な田
  - ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- (2) 上記④の地域については、次の要件を満たすこと。
  - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)



## **Ⅱ. 令和4年度の実施状況**

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況

### ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

#### 第8 第三者機関の設置

1 (省略)

2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

### ◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領 第2条関係

#### 審議会の担任する事務の細目

1 **中山間地域等直接支払交付金に関する事務**

(1) **交付金の実施状況の点検に関すること。**

(2) ~ (4) 省略

2 省略

3 **その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務**

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 1. R4協定面積・協定数

- ◆ 交付市町数 : 11市町
- ◆ 協定数 : 180協定 (集落協定: 177協定 個別協定: 3協定)
- ◆ 交付面積 : **2,538ha** (前年度: 2,289ha (+ 249 ha))

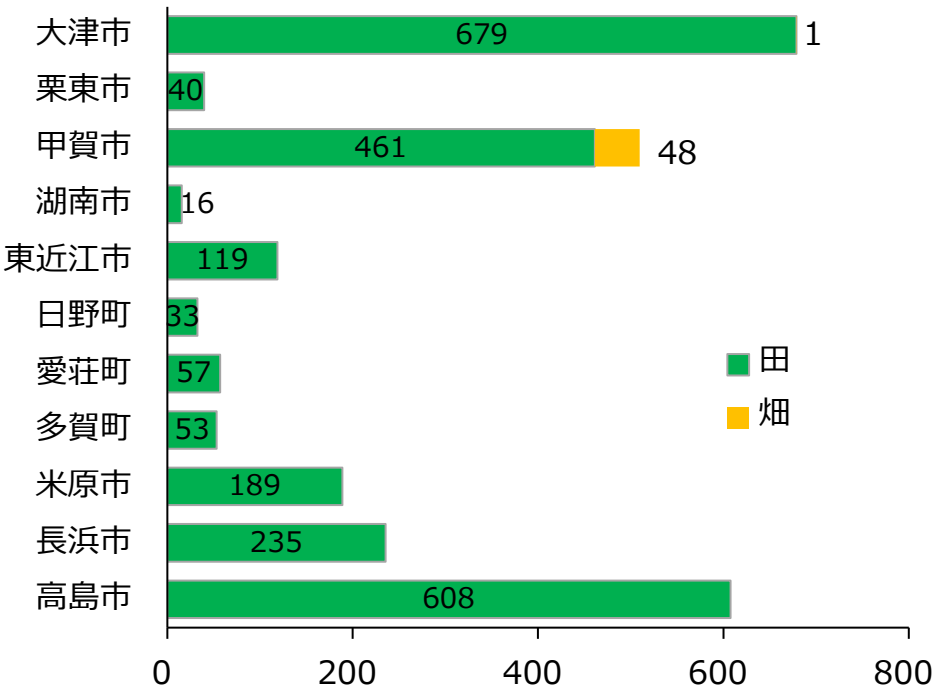


図-1 各市町における取組面積 (ha)

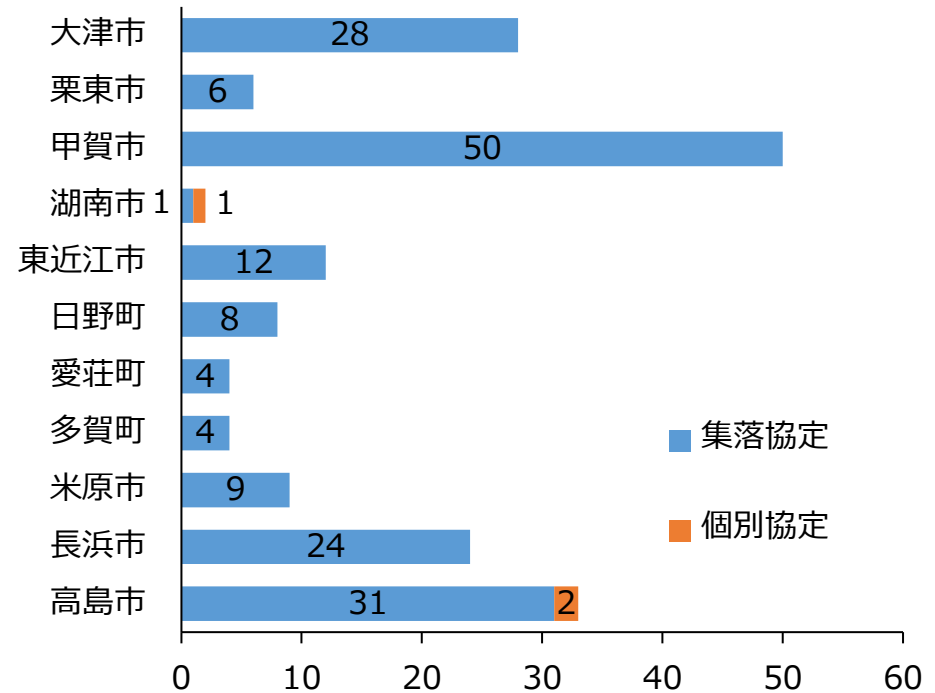


図-2 各市町における取組協定数 (協定)



## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 2.面積の推移

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施

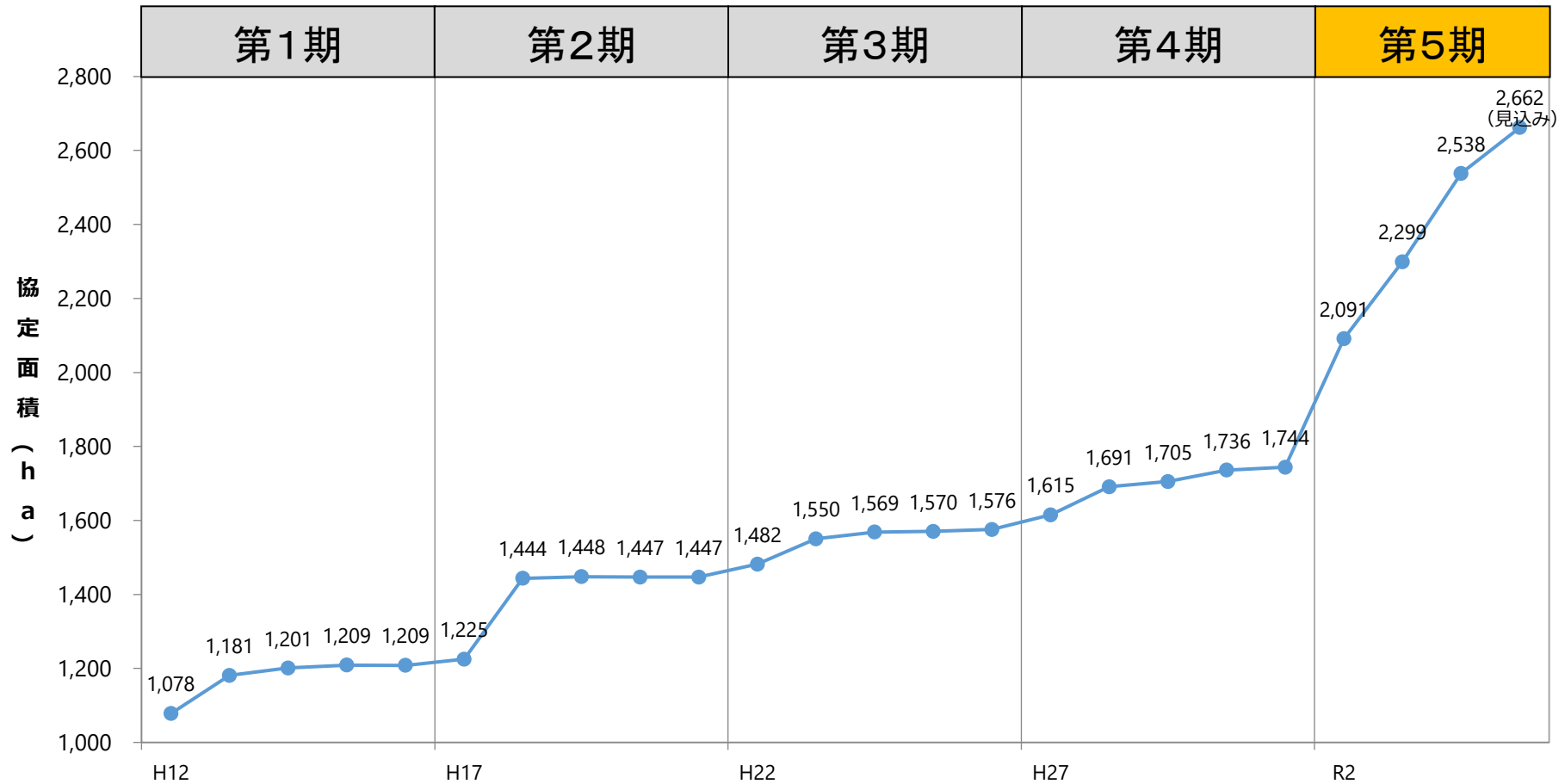


図-3 滋賀県内の協定面積の推移 (ha)

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 3. 協定数の推移

◆協定数 : **180協定** (集落協定 : 177協定 個別協定 : 3協定)  
 (R3年度 集落協定 : 173協定 個別協定 : 3協定)  
 昨年度より、大津市 : +4協定、甲賀市 : +1協定※、湖南市 : +1協定、米原市 : -1協定

- 大津市では、令和4年度より緩傾斜についても対象としたところ、緩傾斜要件(1/100~1/20の傾斜)を満たす地域(4集落)で取組が開始された。
  - 湖南市では、棚田地域振興法の指定棚田地域の指定を受けた「東寺地域」で取組を開始された。
- ※甲賀市は、既存協定同士が統合・広域化したことで1協定減っている。

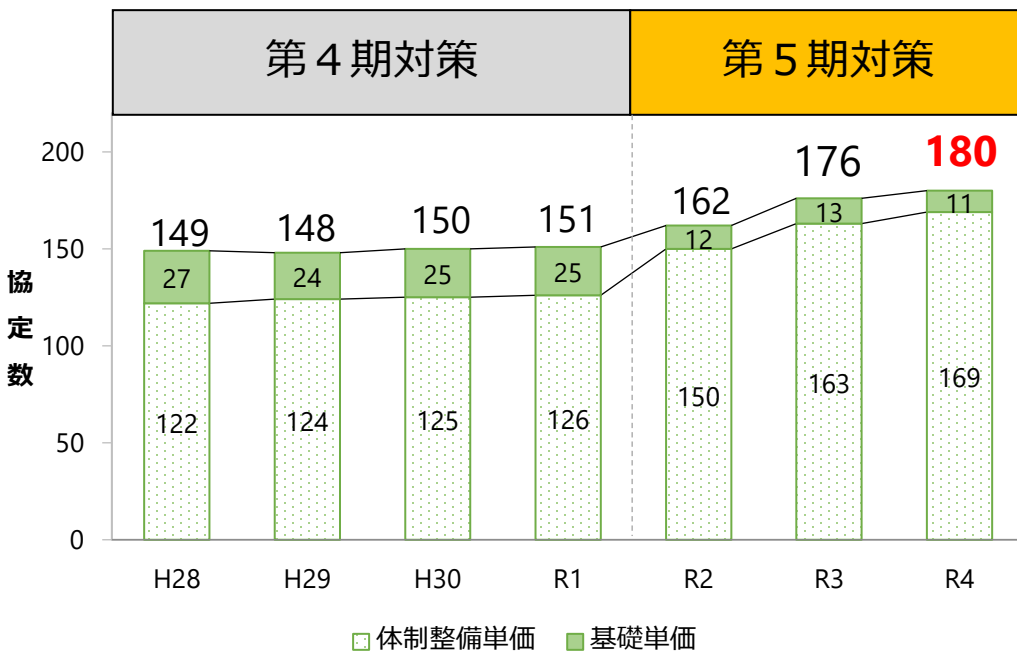


図-4 協定数の推移 (協定)

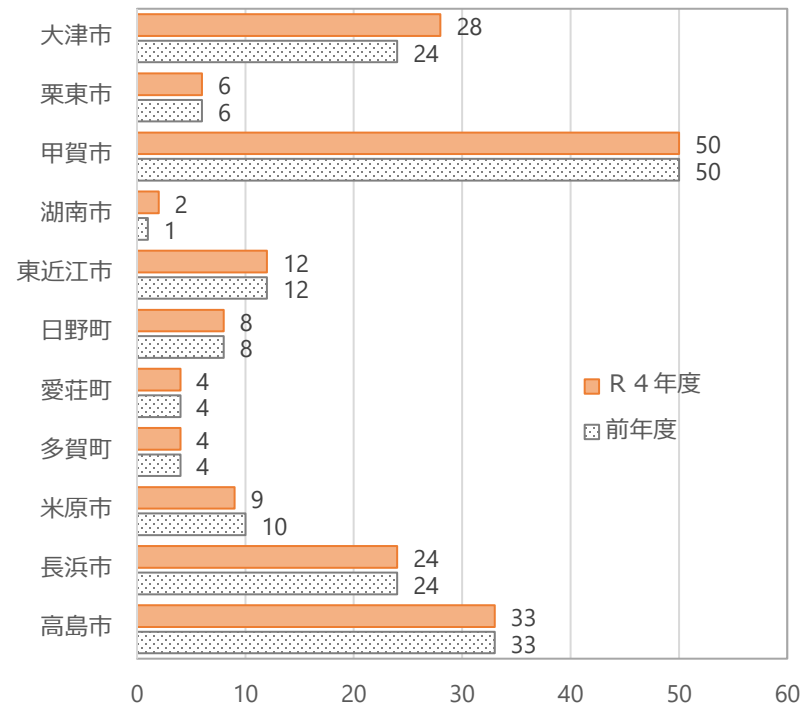


図-5 前年度からの協定数の比較 (協定) 10

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 3. 協定数の推移（参考）

### ◆農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、国・都道府県・市町村が多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払、中山間直払、環境直払）の取組方針や計画を明確にし、それらを推進するための措置等を定めたもの。

第6条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 促進計画の区域

二 促進計画の目標

三 第一号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

四 第一号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

五 前各号に掲げるもののほか、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

#### ○市町の役割

促進計画の作成。 促進計画における中山間直払事業にかかる部分は以下を記載する。

(1) 対象農用地の基準

対象とする地域、傾斜基準など

(例1：急傾斜（田）～1/20のみ対象とする。

例2：対象とする緩傾斜（田）は1/50～とする。

例3：急傾斜（田）と連担する緩傾斜（田）（1/100～）のみ対象とする（緩傾斜は対象としない。）。）

など

(2) 共通事項、(3) 対象者、

(4) その他必要な事項

#### ○県の役割

① 基本方針の作成。

県の現行方針では市町の作成する促進計画に則り事業を実施する旨、記載されている。

② 特認基準の制定

県の地域特性に応じて対象地域、農用地基準を設定することができる。

○緩傾斜について

緩傾斜の取組は市町に裁量があるほか、県がガイドラインを示して抑制することもできる（滋賀県では未制定）。

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 4. 地域区分別の農用地

協定農用地の交付面積**2,538ha**のうち、

－ **法指定地域 1,637ha** (64.5%)      **特認地域 901ha** (35.5%)

(令和3年度 法指定地域 1,408ha (61.5%) ..... 特認地域 881ha (38.5%) .....

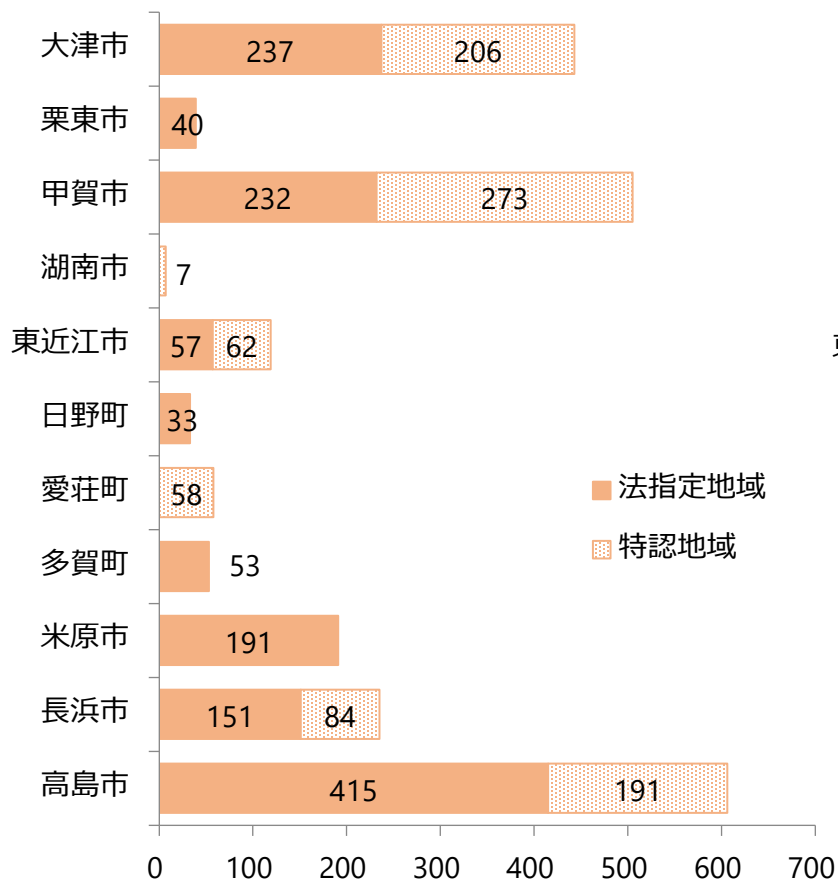


図-6 令和3年度地域区分別の協定面積 (ha)

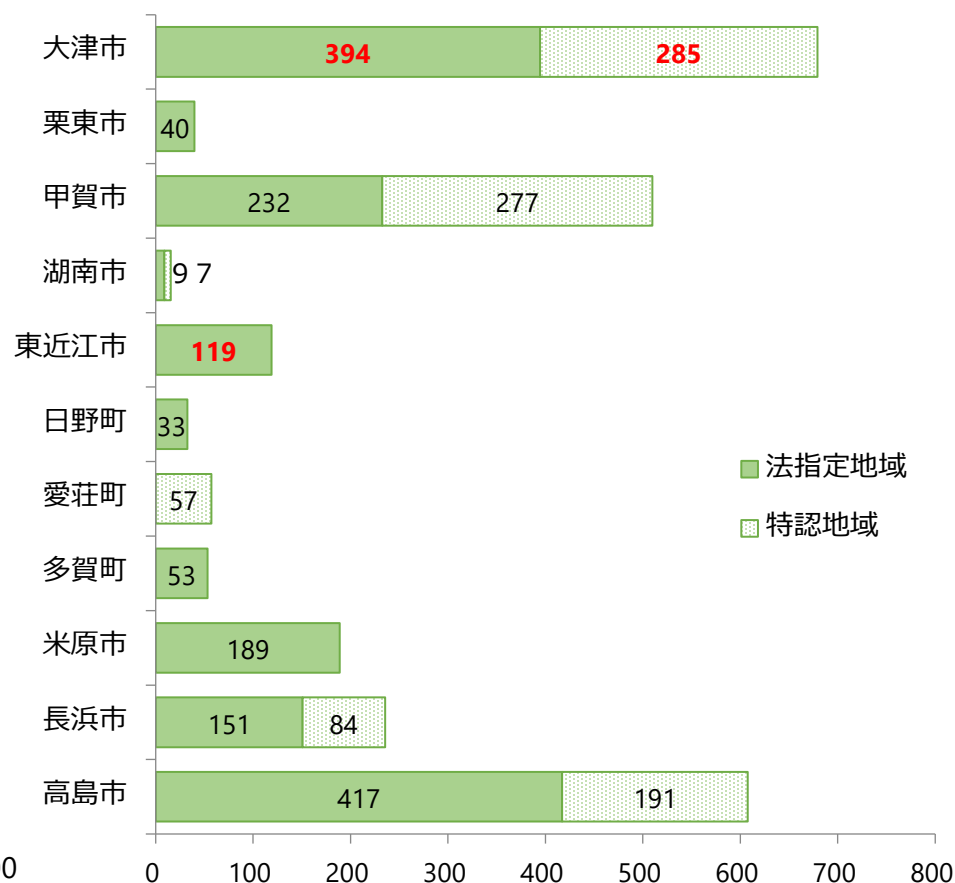


図-7 令和4年度地域区分別の協定面積 (ha)

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 5. 傾斜区分別の農用地

協定農用地の交付面積**2,538ha**のうち、

– **急傾斜 1,065ha (42.0%)**      **緩傾斜 1,473ha (58.0%)**

(令和3年度 急傾斜 1,055ha (46.1%)      緩傾斜 1,234ha (53.9%) )

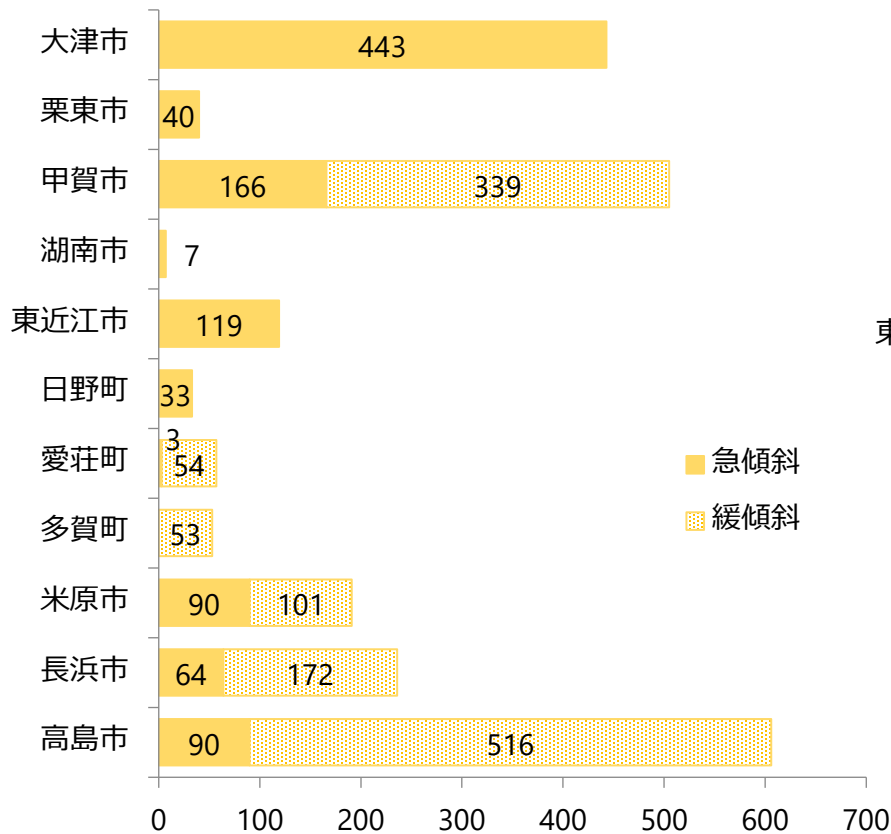


図-8 令和3年度傾斜区分別の協定面積 (ha)

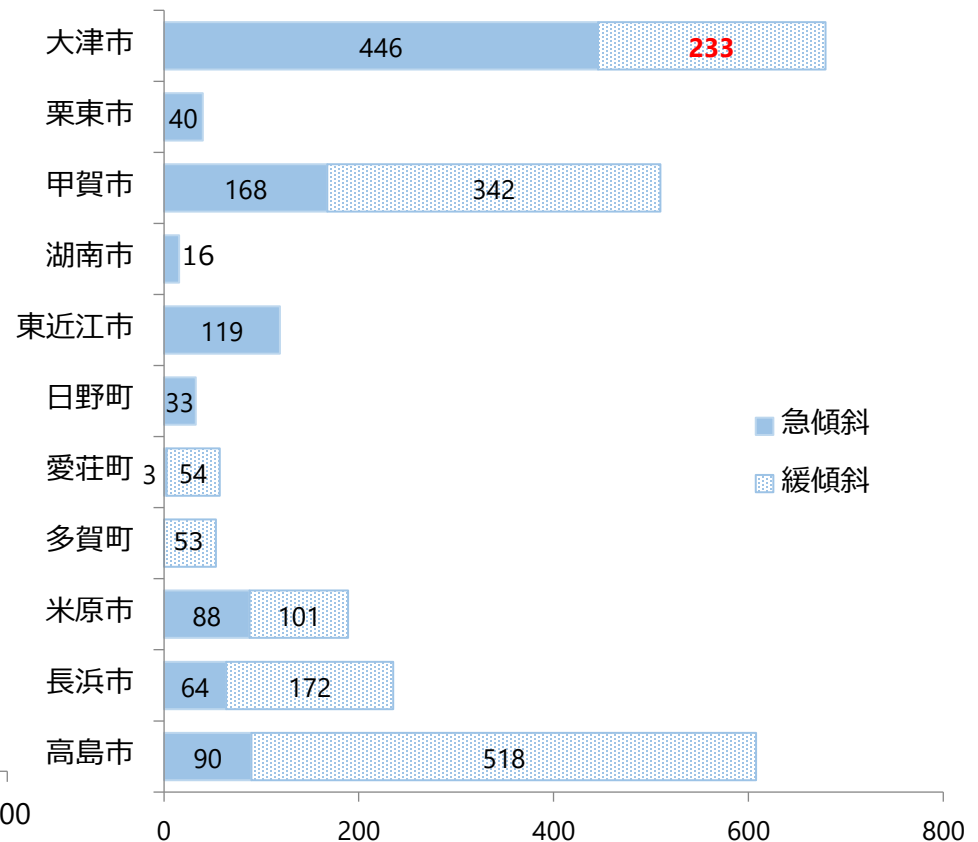


図-9 令和4年度傾斜区分別の協定面積 (ha)

## II. 令和4年度の実施状況 6. 交付金の使途

交付金額 360,250千円のうち、  
 共同取組活動に充当 228,461千円 (63%)  
 個人配分に充当 131,789千円 (37%)

表-1 交付金額の充当の内訳

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	124,317	71,208	53,110	57	43
栗東市	9,579	2,520	7,059	26	74
甲賀市	62,456	39,489	22,967	63	37
湖南市	1,896	1,896	0	100	0
東近江市	24,969	17,495	7,474	70	30
日野町	6,852	6,331	521	92	8
愛荘町	5,383	5,383	0	100	0
多賀町	4,269	4,269	0	100	0
米原市	33,069	22,483	10,587	68	32
長浜市	28,278	21,238	7,040	75	25
高島市	59,182	36,150	23,032	61	39
滋賀県計	(336,551)	(212,025)	(124,526)	(63)	(37)
	360,250	228,461	131,789	63	37

※滋賀県計の上段の ( ) は令和3年度の数值。

# Ⅱ. 令和4年度の実施状況 7. 共同取組費の内訳

共同取組活動費のうち、

- 約37%は農地の基本的な維持管理活動に使われている。

(道・水路管理費、鳥獣被害防止対策費、共同器利用機械購入等費)

- 積立を占める部分が4割以上を占めている。

表-2 共同取組活動費の支出内訳

市町名	共同取組活動			役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	(千円)
	共同取組活動充当総額	(R4)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額														積立等
大津市	122,986	71,208	51,779	4,040	147	17,691	4,528	7,882	11,570	3,121	3,684	0	0	0	0	5,336	64,986
栗東市	3,203	2,520	683	260	0	187	24	216	374	0	0	0	0	0	154	946	1,478
甲賀市	39,808	39,489	319	1,503	389	11,928	2,956	5,718	3,322	8,358	358	4,951	16	0	0	310	0
湖南市	1,896	1,896	0	100	3	0	83	124	461	0	200	0	0	0	266	632	28
東近江市	27,990	17,495	10,495	551	17	9,611	3,591	1,117	1,174	305	0	0	0	0	0	95	11,530
日野町	9,680	6,331	3,349	231	62	297	1,138	720	268	0	0	0	0	0	0	118	6,845
愛荘町	5,383	5,383	0	140	0	0	0	4,773	0	0	469	0	0	0	0	0	0
多賀町	5,469	4,269	1,200	424	0	2,439	21	393	146	440	0	0	0	0	0	37	1,800
米原市	34,683	22,483	12,200	575	112	3,698	1,303	1,439	8,529	675	0	0	0	0	0	1,704	16,649
長浜市	21,931	21,238	693	1,245	0	2,967	4,106	2,491	3,513	0	0	0	0	0	0	56	7,602
高島市	53,971	36,150	17,821	1,981	24	6,907	1,957	9,426	2,065	2,652	779	0	0	0	324	946	26,911
滋賀県計	(358,354)	(226,565)	(131,789)	(11,563)	(1,316)	(51,083)	(21,480)	(28,491)	(41,269)	11,350	(5,359)	(6,087)	(300)	(662)	(373)	(5,328)	(101,609)
	327,001	228,461	98,540	11,050	753	55,726	19,708	34,298	31,420	15,550	5,491	4,951	16	0	744	10,179	137,830
(共同活動費に占める割合)				(4%) 3%	(0%) 0%	(19%) 17%	(7%) 6%	(10%) 10%	(14%) 10%	(4%) 5%	(2%) 2%	(2%) 2%	(0%) 0%	(0%) 0%	(0%) 0%	(2%) 3%	(35%) 42%

※滋賀県計の上段の( )は令和3年度の数値。

# Ⅱ. 令和4年度の実施状況 7. 共同取組費の内訳

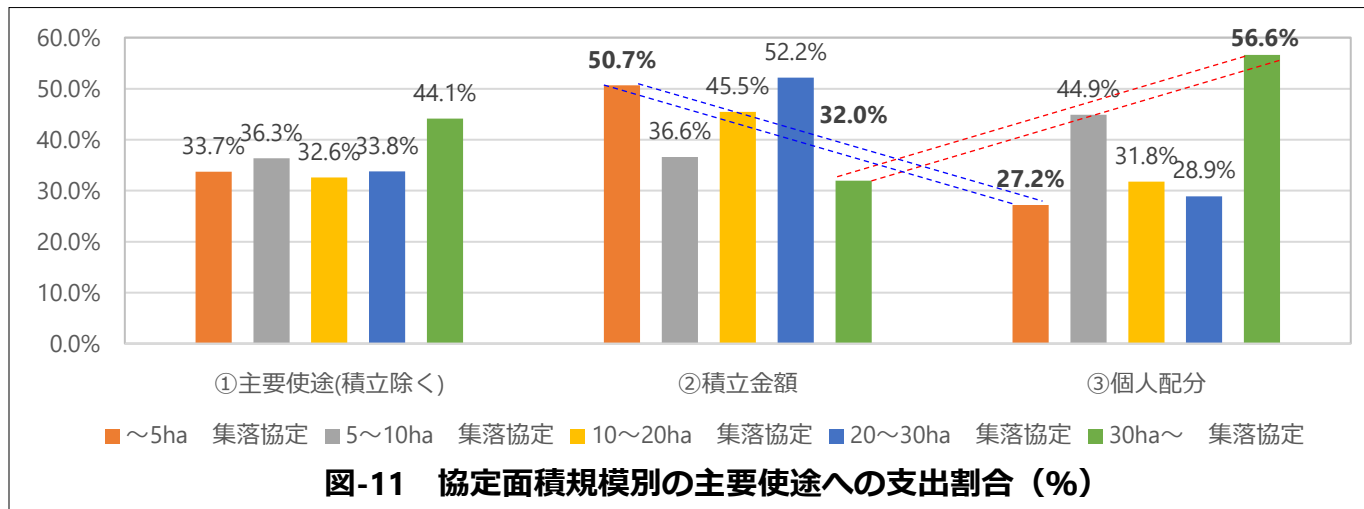
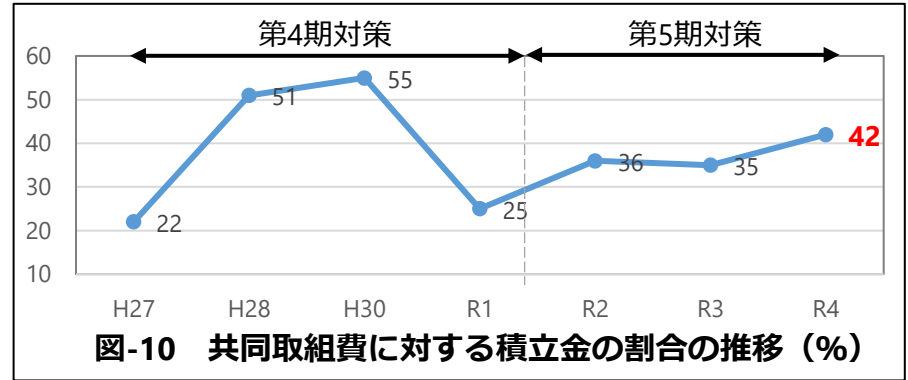
## (1) 積立への支出金額の推移

- ・ 積立の目的、期間を決めれば、複数年度（対策期間を超えても）にわたり交付金を積み立てることは可能。
- ・ 共同取組のうち積立への支出は近年上昇傾向にある（過去にも50%以上支出されていた時期はあった。）。

## (2) 協定規模（面積）別の交付金の使途について

表-3 協定面積規模別の主要用途への支出

	交付金額 (a)	共同取組支 出 総額(b)	①主要用途 (積立除 く)(c)	割合 (c/b)	②積立金額						割合 (d/b)	③個人配分 (e)	割合 (e/a)	
					道水路管理	割合	鳥獣害対策	割合	機械購入	割合				
■ ~5ha 集落協定	24,227,107	26,084,230	8,791,987	33.7%	4,878,292	18.7%	2,445,191	9.4%	1,468,504	5.6%	13,218,829	50.7%	7,097,724	27.2%
■ 5~10ha 集落協定	42,871,015	38,245,903	13,899,340	36.3%	7,987,016	20.9%	3,996,379	10.4%	1,915,945	5.0%	14,011,340	36.6%	17,178,268	44.9%
■ 10~20ha 集落協定	85,629,301	85,152,194	27,754,741	32.6%	7,416,213	8.7%	15,539,306	18.2%	4,799,222	5.6%	38,702,126	45.5%	27,056,572	31.8%
■ 20~30ha 集落協定	69,651,001	73,852,214	24,943,567	33.8%	11,698,577	15.8%	3,215,606	4.4%	10,029,384	13.6%	38,540,118	52.2%	21,347,185	28.9%
■ 30ha~ 集落協定	137,872,045	104,381,115	46,054,139	44.1%	23,745,724	22.7%	9,101,261	8.7%	13,207,154	12.7%	33,357,365	32.0%	59,109,600	56.6%





## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 8. 集落戦略の作成状況

10割単価（体制整備単価での活動）の協定168協定のうち

- ・ 集落戦略作成済み・・・35協定（20.8%）
- ※昨年度・・・19協定/162協定（11.7%）

表-4 令和4年度 集落戦略作成状況

市町	集落協定数	集落戦略作成中協定数	集落戦略作成済協定数	
大津市	25	20	5	20.0%
栗東市	6	0	6	100.0%
甲賀市	46	46	0	0.0%
湖南市	1	0	1	100.0%
東近江市	12	0	12	100.0%
日野町	8	8	0	0.0%
愛荘町	4	4	0	0.0%
多賀町	4	4	0	0.0%
米原市	9	0	9	100.0%
長浜市	24	24	0	0.0%
高島市	29	27	2	6.9%
計	168	133	35	20.8%

(令和5年3月末時点)

# II. 令和4年度の実施状況 8. 集落戦略の作成状況（参考）

## (1) 「集落戦略」と「地域計画」について

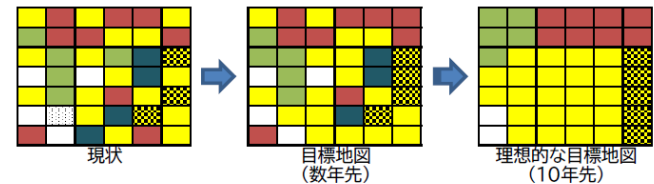
- 集落協定等の農村地域が農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」を作成し、認定を受けると、本事業の「集落戦略の作成」とみなすことができる。
- 「地域計画」の中に協定農用地をすべて含み、協定参加者が「地域計画」の作成のための話し合いに参加する必要がある。

## (2) 「地域計画」とは

- 農業経営基盤強化促進法の第19条第1項に基づく、地域の農業者等の話し合いにより、将来の農業のあり方と農地利用を明確にするために作成する計画（従来の「人・農地プラン」に取り替わるもの）。
- 目標地図の作成の中で地域の農地の一筆一筆に対して今後利用する農業者を設定し、以降それに基づいて農地の貸借を行うことになる。
- 滋賀県では、すべての地域で令和6年度までに作成することとして推進中（県 미래の農業振興課）。

### 【目標地図の作成】

農地の集約化を目標としつつ、集落の実情に合った実現可能な目標地図を作成しましょう。

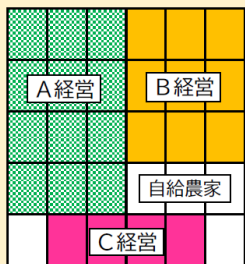


※10年先の目標地図の作成が難しい場合は、数年先とするなど期間を短くして作成しましょう。

### 今後の地域の方向性【検討例】

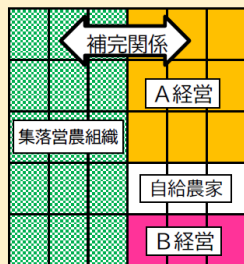
地域の実情によって今後の方向性は様々です。以下には主な事例を示しています。誰が農業を担うのか、活力ある農村をどう創るのか、集落や住民ですべきことは何か、など今後の方向性を話し合しましょう！

#### 【例1】個別経営への農地の集約



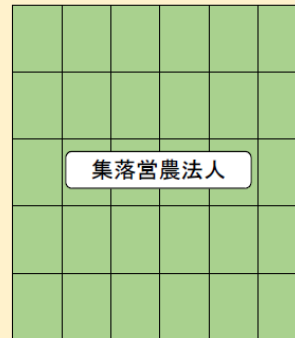
- ①個別経営ごとに農地を集約化
- ②集落内に担い手がいない場合は、集落外の担い手に農地をまとめて買す

#### 【例2】集落営農組織と個別経営の連携強化



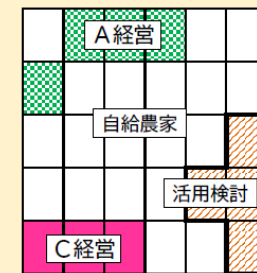
- ①集落営農組織と個別経営の農地を交換しすみ分け
- ②相互が作業受委託、期間借地で経営を補完

#### 【例3】集落営農組織の発展



- ①集落内での人材の確保と育成
- ②専従者等の雇用
- ③集落営農組織間の連携

#### 【例4】農地活用と集落の活性化に向けた様々な方策の検討



- 企業  
NPO  
大学  
など
- 協働活動
- 新規就農者や半農半X
- 受け入れ

#### 《取組の例》

- ①企業・大学等との協働活動
- ②新規就農者や半農半X等の受け入れ
- ③広域連携、農村RMOへの取組

## Ⅱ. 令和4年度の実施状況 9. 個別協定

個別協定の取組は3協定

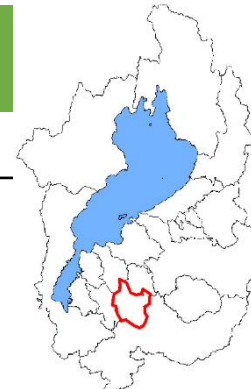
- ・ 湖南省市 1協定
- ・ 高島市 2協定

表-5 令和4年度 個別協定活動状況

協定締結者	農業生産法人 (湖南省市)	認定農業者 (高島市在原)	認定農業者 (高島市下古賀)
交付単価	体制整備単価 (10割)	基礎単価 (8割)	基礎単価 (8割)
協定締結面積 (ha)	6.5	10.4	1.4
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> <li>・ 耕作放棄の防止活動 (賃借権設定・農作業の委託、 農地の法面管理、柵・ネット等 の設置)</li> <li>・ 水路、農道等の管理</li> <li>・ 周辺林地の下草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> <li>・ 耕作放棄の防止活動 (借地権設定・農地の法面管理)</li> <li>・ 水路、農道等の管理</li> <li>・ 周辺林地の下草刈り</li> </ul>

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

# Ⅱ. 令和4年度の実施状況 10. 中山間地域での取り組み



## 【 湖南省 東寺棚田を守る会（集落協定） 】

協定面積 : 90 ha 交付金額 : 1,896千円  
 協定参加者 : 農業者 40人 法人 1団体 農業生産組織 1団体  
 協定開始年度 : 令和4年～

- ・ 令和4年に棚田地域振興法の指定棚田地域の認定を受け、中山間直払の取組を開始。  
 (令和5年からはふるさと支え合いも活用)
- ・ 「東寺棚田」の保全・振興を目的に、荒廃農地の発生防止や担い手の確保、生産性・付加価値向上に取り組む。
- ・ 令和4年度から湖南省の農福連携事業として、近隣にある三雲養護学校の生徒とともに田植えや稲刈り、ジャガイモの作付けなどの共同作業（農作業体験）を実施。
- ・ 体験用のほ場で収穫した米やジャガイモはすべて学校に渡している。
- ・ 生徒にとっても大切な体験となっているだけでなく、保護者からも泥だらけの服やこどもが自分で育てたお米を食べる姿を見ることができて大変喜ばれている。

表-6 東寺棚田を守る会の共同取組活動費の支出内訳

	(千円)																
	共同取組活動充当総額	(R4)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
東寺棚田を守る会	1,896	1,896	-	100	3	-	83	124	461	-	200	-	-	-	266	632	28
(共同活動費に占める割合)				5%	1%	-	4%	7%	<u>24%</u>	-	<u>10%</u>	-	-	-	<u>14%</u>	34%	<u>1%</u>
滋賀県				(3%)	(0%)	(17%)	(6%)	(10%)	(10%)	(5%)	(2%)	(2%)	(0%)	(0%)	(0%)	(3%)	(42%)

### ○活動の写真



## **Ⅲ. 今後の取組について**

### Ⅲ. 今後の取組方針

#### 課題①：中山間集落における人口減少・高齢化

- 本事業は、中山間地等の農業者に対する平地との格差の是正が根幹にあり、基本的な農業生産活動に対して支援するもの。
- 関係人口の創出や担い手確保に向けて、多様な主体との協働活動に対する支援として当課の事業を推進。  
(農村RMO形成事業やふるさと支え合い事業、さとのかせ倶楽部など)

#### 課題②：将来を見据えた地域農業の維持・展開

- 「集落戦略」の作成状況は未だに低水準であるものの、今後は県内全地域で基盤強化法の「地域計画」の作成が必要。
- 中山間地域では特に高齢化・担い手不足が顕著であることから、後継者のいない農地については、非農業者や非農業団体、地域外団体に維持管理してもらえよう地域の体制づくりを、「農村RMO形成事業」等の推進・展開により、関係課と連携しつつ「地域計画」の作成を支援。

#### 課題③：交付金の適正な執行

- 積立・繰越については計画を立てて行うことを再度注意喚起し、交付金の適正な執行に努める。
- 積立や個人配分の使途・目的など今回の実施状況調査では掘り下げられていないデータも多い。事務の負担にならにようなバランスで必要なデータを抽出し、今後の推進方針の指標としたい。



# Ⅲ. 今後の取組方針 参考資料

- 「ふるさと支え合いプロジェクト」や「しがのふるさと応援隊」により、非農家や若い世代が農村地域と関わりを持つ機会を増やすことで関係人口の創出を図る。  
 「ふるさと支え合いプロジェクト」協定締結：現在23地区（R4年）  
 （R5年度5地区実施予定）
- 棚田ボランティアの登録制度「たな友」の積極的な募集。  
 現在登録者（4月25日現在）：257名、  
 今年度棚田ボランティア参加者数（目標）：延べ 390人
- 「しがの中山間地域活性化ガイドブック」、「滋賀県中山間地域振興の手引き」を活用し、地域住民が主体となった農山村の価値や魅力を活かした取組を進める。

令和4年度 入門コース **さとのかせ倶楽部** 参加者募集!

「農山村のこれから」を考えてみませんか?

対象者【定員50名】※先着順  
 ＊中山間地域等農業支助制度に取組む農業者の方  
 ＊スマート農業や地域の活性化に興味のある方

開催場所 高島市今津町日置前 JAレーク滋賀 今津営農経済センター

開催日時 8月6日(土) 10:00~15:00 ※午膳・午後のみ参加可

タイムスケジュール

10:00	開会
10:00~12:00(120分)	スマート農業実演会 (株式会社日置農カワソリューション推進部 上田良一さん)
12:00~13:00(60分)	昼食 (昼食は各自で準備下さい)
13:00~13:50(50分)	農山村活性化の事例紹介 (大津農協 都市農村交流グループ 代表 藤本泰治さん)
13:50~14:30(40分)	地域活性化に向けた中山間地域等農業支助制度の活用について (農山村振興課)
14:30~15:00(30分)	まとめとアンケート
15:00	閉会

講師紹介

大津農協 都市農村交流グループ 代表 藤本泰治 氏

大津地区は、鈴鹿山系のふもと野洲川上流に位置する、緑豊かな自然あふれる地域です。平成17年度より、「中山間地域等農業支助制度」を制度として今年度まで継続的に活用し都市農村交流活動を通じた大津地区の活性化を目的に、「レイク・パナソニックビジネスサービス株式会社」と協定を締結し、共に「国産米生産実演会」を実施。次世代の管理責任を継ぎ、持続的な農村にしたいという目標を立て、「都市から人が集まり、交流を通じて新しい農村の魅力を創出したい」という考えのビジョンを抱いています。

※開会場所は、スマート農業実演会に、JAレーク滋賀での開催場所が変更となりますので10:00にJAレーク滋賀へお越し下さい。

コロナウイルス感染対策について ①アルコール消毒、検温、換気等を行うこと ②コロナ感染拡大防止により臨時オンライン開催に切り替える場合があります。 ③感染防止対策として「3密」を避けてください。 ④感染防止対策として、換気扇の稼働を必ず確認してください。

【募集要項】 株式会社/パナソニック 代表 藤本泰治 氏 TEL: 057-328-3393

【連絡先】 滋賀県農林部 農林振興課 TEL: 057-328-3393

【募集要項】 株式会社/パナソニック 代表 藤本泰治 氏 TEL: 057-328-3393

【連絡先】 滋賀県農林部 農林振興課 TEL: 057-328-3393

- 本制度に取り組んでいる方や地域の活性化に興味がある方を対象に開催。
- 研修参加後には「さとのかせ倶楽部員」として中山間地域の活動事例を情報発信してもらう。



スマート農業の実演講習の様子



先進地の講師による講演の様子

「さとのかせ倶楽部」開催案内（R4年）

農村RMOとは、集落協定などの農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉協議会などの多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地等の保全活動・地域資源の活用・生活支援などの活動を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

### 協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定  
集落営農  
農業法人  
など



自治会・町内会  
婦人会・PTA  
社会福祉協議会  
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

### 実行機能

### 事業の実施

#### 農林地の保全



農地周辺・林地の草刈り作業

#### 地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

#### 生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

資源管理

生産補完  
農業振興

生活扶助

（例）中山間直払・まるごとの協定が発展

今後モデル的に農村RMO形成支援事業（他事業）での農村RMOの立ち上げを通じ、滋賀県での農村RMOのあり方を含めて検討・普及する。



**ご清聴ありがとうございました**